1 概要

- ●令和6年6月に改正された児童福祉法では、乳児等 通園支援事業(こども誰でも通園制度)が市町村の 認可事業とされた。
- ■認可申請があった場合、市では審査基準等に基づき 審査を行うとともに、あらかじめ審議会の意見を聞 くこととされている。
- ○このたび、認定こども園新田塚幼稚園、仁愛保育園、 ゆきんこ光陽こども園から認可申請が出され、その 内容を確認したところ、適正と判断できるため、乳 児等通園支援事業の認可について審議会の意見を聞 くものである。

〈乳児等通園支援事業の認可申請の流れ〉

①事業者の申請



②市による認可申請の「確認」

法人の経済的基礎や経営担当役員の社会的信望を有無などに関する基準を審査



③審議会の意見を聞く

認可申請の内容について、第三者の立場から意見をいただく

4認可

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の事業が可能

議題6 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可について

2 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)とは

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業(「こども誰でも通園制度」)が創設。

●対象児童 保育所、認定こども園等に通っていない○歳6か月~満3歳未満の未就園児

●実施施設 保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所等

●実施方法 一般型(定員外で専任保育士を配置)

余裕活用型(通常定員の余裕分で実施)

●利用時間 月10時間以内

利用料金 施設で決定

(国が示す標準的な料金は300円/時間)



3 申請者① 認定こども園 新田塚幼稚園

住 所

福井市新田塚2丁目46-26

施設類型

幼保連携型認定こども園

法 人 名

学校法人 華蔵学園

法人代表者

理事長 荒川 周学

園 長

園 長 荒川 慈文

利用定員

230人

事業方式

余裕活用型



▶事業遂行に必要な経済的基礎があることや、経営担当役員が社会的信望を有する、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有するなど、審査基準等を満たしている。

議題6 乳児等通園支援事業の認可について

3 申請者② 仁愛保育園

住 所 福井市天池町第41号14番地

施 設 類 型 保育所

法 人 名 社会福祉法人 仁愛福祉会

法人代表者 理事長 禿 正宣

園 長 東木 美紀子

利用定員 120人

事業方式 余裕活用型



●事業遂行に必要な経済的基礎があることや、経営担当役員が社会的信望を有する、実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有するなど、審査基準等を満たしている。

3 申請者③ ゆきんこ光陽こども園

住 所

福井市光陽2丁目23番25号

施設類型

幼保連携型認定こども園

法 人 名

社会福祉法人 ゆきんこの会

法人代表者

理事長 玉﨑 辰雄

園長

園 長 松本 美栄子

利用定員

78人

事業方式

余裕活用型



(Google Map)

●事業遂行に必要な経済的基礎があることや、経営担当役員が社会的信望を有する、実務を担当する幹部 職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有するなど、**審査基準等を満たしている。**